

注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入で

一定の要件を満たすと、

最大100万円が補助されます

ZEH 住宅

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅

100万円

高い省エネ性能等を有する住宅

認定長期優良住宅
認定低炭素住宅
性能向上計画認定住宅

80万円

一定の省エネ性能を有する住宅

断熱等性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4

60万円

対象となる方

子育て世帯 または
若者夫婦世帯 であること

💡 子育て世帯とは？

申請時点において、2003年4月2日以降に出生した子を有する世帯

💡 若者夫婦世帯とは？

申請時点において夫婦であり、いずれかが1981年4月2日以降に生まれた世帯

対象となる住宅

- 一定の省エネ性能等を有する住宅である
- 自ら居住する新築住宅である
- 住戸の床面積が50㎡以上である
- 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する

その他の要件

- 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる
- 契約の締結日が令和3年11月26日以降
- 建築着工時、事業者が **こどもみらい住宅事業者として登録済み** である

● 補助金の申請方法 ●

申請手続き、補助金の受取と消費者への還元は『こどもみらい住宅事業者』が代わりに行います。
※一般消費者の方が申請することはできません。

● こどもみらい住宅事業者とは ●

あなたが新築住宅の建築・購入の契約を締結する事業者で、予め本事業に参加の為、登録をした事業者（工事施工者または販売事業者）です。



ポイント！

相談する住宅事業者が、こどもみらい住宅事業者かどうか、事前に確認してみましょう。

※事業者の希望によりホームページ上に公表されていない場合もございます。その場合は相談する事業者へ直接お問い合わせください。

ホームページより事業者の検索ができます



よくあるご質問

Q 対象となる期間は？

A 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入の申請においては、以下の期間が対象となります。

契約※	令和3年11月26日以降の締結	
着工	契約する事業者がこどもみらい住宅事業者として登録以降	
交付申請の予約	工事着工後～一定以上の出来高の工事完了まで	
交付申請	一定以上の出来高の工事完了後申請が可能	
完了報告	戸建住宅	～2023年5月31日
	共同住宅等で階数が10以下	～2024年2月15日
	共同住宅等で階数が11以上	～2024年12月31日



ポイント!

着工後、必要書類を提出することで交付申請の予約が可能です。3ヶ月間交付予定額を確保できます。

※注文住宅の新築は工事請負契約。新築分譲住宅の購入は不動産売買契約。

交付申請は遅くとも令和4年10月31日までです。ただし、**予算が上限に達すると、申請は締め切られます。**

※締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※交付申請の予約は、遅くとも令和4年9月30日までです。

Q 他の補助金との併用は可能ですか？

A 住宅の取得や、住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする**国の他の補助制度との併用はできません。**

併用できる補助制度(例)

- ・ すまい給付金
- ・ 住まいの復興給付金
- ・ 外構部の木質化対策支援事業
- ・ 住宅ローン減税等の税制優遇
- ・ 被災者生活再建支援制度
- ・ 解体工事への補助

併用できない補助制度(例)

- ・ 地域型住宅グリーン化事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業
- ・ 市街地再開発事業への補助
- ・ サステナブル建築物等先導事業

Q 契約を締結したのが若者夫婦（または子の親）でなくても申請できますか？

A 契約を締結した方が要件を満たす若者夫婦（または子）と新築住宅へ同居する場合、申請できます。同居については原則、交付申請時の住民票で確認します。（交付申請時に同居が確認出来ない場合は完了報告時に確認します。）

交付申請時、夫婦であること、子を有していることが確認できない場合は、申請できません。事実婚については、交付申請時に住民票にてその事実を確認します。

詳細は、こどもみらい住宅事業者へご相談ください

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル▶ 0570-033-522

IP電話等からのお問い合わせ先 042-204-0994

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)
※通話料がかかります

詳細は、事務局ホームページをご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業【公式】 検索



<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>